

(建築基準適合判定資格者検定の実施に関する事務)

(住宅局建築指導課)

1. 制度の概要

建築基準法第5条に規定する建築基準適合判定資格者検定の実施に関する事務を同法第77条の2から第77条の5までの規定の定めるところにより指定する者に行わせる制度。

2. 指定、登録等の基準

建築基準法第77条の4

○建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（指定の基準）

第77条の4 国土交通大臣は、第5条の2第1項の規定による指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 職員（第77条の7第1項の資格検定委員を含む。）、設備、資格検定事務の実施の方法その他の事項についての資格検定事務の実施に関する計画が、資格検定事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の資格検定事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 資格検定事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって資格検定事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3. 指定、登録等を受けた法人

未指定のため該当なし。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
指定資格検定機関の受験手数料に関しては資格検定事務規程で定め、これを大臣が認可することとなっている（建築基準法施行令第8条の3第3項）。	未指定のため該当なし。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年3月現在）

未指定のため該当なし。

7. 政策評価

未指定のため該当なし。